

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月11日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「前2項」を「前3項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合においては、人事委員会の承認を得て、条件付採用期間を延長することができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月11日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表7のA中「25号俸」を「27号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「21号俸」を「23号俸」に、「11号俸」を「13号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に改め、同表のうち「29号俸」を「31号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に改め、同表のA中「37号俸」を「39号俸」に、「31号俸」を「33号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に、「25号俸」を「27号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に改め、同表のB中「31号俸」を「33号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に、「11号俸」を「13号俸」に、「21号俸」を「23号俸」に改め、同表のC中「43号俸」を「45号俸」に、「25号俸」を「27号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に、「21号俸」を「23号俸」に、「11号俸」を「13号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に改め、同表のD中「25号俸」を「27号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「21号俸」を「23号俸」に、「11号俸」を「13号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に改め、同表のE中「2号俸」を「4号俸」に、「3号俸」を「5号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「13号俸」を「15号俸」に、「11号俸」を「13号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に改め、同表のF中「25号俸」を「27号俸」に、「15号俸」を「17号俸」に、「5号俸」を「7号俸」に、「21号俸」を「23号俸」に、「11号俸」

を「13号俸」に、「1号俸」を「3号俸」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成22年3月11日

長野県知事 村 井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人新誠会宮坂クリニック諏訪	諏訪市大字豊田字船戸3101番地24	平成21年7月1日
とちの木薬局	伊那市長谷非持553-3	平成22年1月1日
遠州屋薬局	伊那市高遠町西高遠1638	平成22年1月1日

地域福祉課

長野県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年3月11日

長野県知事 村 井 仁

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年月日
耳鼻咽喉科矢田医院	上伊那郡箕輪町中箕輪8820-5	平成21年12月23日
井上医院	伊那市山寺1946	平成22年1月1日

地域福祉課

長野県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
平林耳鼻咽喉科医院	松本市大手3-2-12	平成22年 2月1日
とちの木薬局	伊那市長谷非持553-3	平成21年 12月31日
遠州屋薬局	伊那市高遠町西高遠1638	平成21年 12月31日
東部クリニック	東御市田中193番地	平成22年 1月31日

地域福祉課

長野県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した 年月日
マックスバリュ松本 村井店調剤薬局	松本市芳川村井町1225-3	平成22年 2月21日
稲里土屋薬局	長野市下水鮑1-2-3	平成22年 3月1日
ねむの木公園薬局	佐久市佐久平駅北27-6 2階B号	平成22年 3月1日

健康づくり支援課

長野県告示第111号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告 期間終了 年月日
鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉1308	平成22年 1月31日
マックスバリュ松本 村井店調剤薬局	松本市芳川村井町1225-3	平成22年 2月20日

健康づくり支援課

長野県告示第112号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、天竜奥三河国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県下伊那地方事務所並びに天龍村役場において縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
屋奈瀬野営場	[区域] 下伊那郡天龍村大字長島

自然保護課

長野県告示第113号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 作業種類
基本測量（ジオイド測量）
- 作業期間
平成21年8月18日から平成22年2月26日まで
- 作業地域
南佐久郡南牧村・川上村、諏訪郡富士見町

建設政策課

長野県告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
宮沢川、田沢川、飯坂川及び古田切川
- 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第115号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
太田切、北の原、古田切北、古田切南、田沢川、郷社線、宮沢川北、宮沢川南及び小鍛冶
- 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害警戒区域の名称
沢裏西
- 指定の区域
北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
太田切、北の原、古田切北、古田切南、田沢川、郷社線、宮沢川北、宮沢川南及び小鍛冶
- 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 土砂災害特別警戒区域の名称
沢裏西
- 指定の区域
北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 道路の種類 県道
- 路線名 長野上田線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字茄子畑3687番の2地先から 上田市小泉字中沢3069番地先まで	旧	5.8~11.3 m	1.7421 km
上田市下塩尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から 上田市上塩尻字大川原1577番地先まで		4.7~21.4	2.6570
上田市小泉字茄子畑3687番の2地先から 上田市小泉字中沢3069番地先まで	新	5.8~11.3	1.7421
上田市下塩尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から 上田市上塩尻字大川原1577番地先まで		4.7~21.4	2.6570
上田市小泉字茄子畑3665番の1地先から 上田市小泉字茄子畑3666番の1地先まで		14.0~27.0	0.0840

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字小野757番の4地先から 上伊那郡辰野町大字小野827番の1地先まで	旧	m 6.7~8.8	km 0.1462
同 上	新	8.0~8.8	0.1462

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 榑川岡谷線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字小野783番の1地先から 上伊那郡辰野町大字小野827番の1地先まで	旧	m 4.6~11.3	km 0.1437
同 上	新	5.5~11.3	0.1444

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那富辰野停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字辰野538番地先から 上伊那郡辰野町大字辰野493番の1地先まで	旧	m 2.8~14.4	km 0.2427
同 上	新	6.8~14.6	0.2417

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那辰野停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字東箕輪4894番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字東箕輪4602番の4地先まで	旧	m 6.4~12.3	km 0.5660
同 上	新	8.1~19.9	0.5682

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 与地辰野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪5994番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪6031番の1地先まで	旧	m 8.0~12.5	km 0.1953
同 上	新	8.0~14.5	0.1953

- 6(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 与地辰野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪16069番地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16108番の1地先まで	旧	m 8.0~10.3	km 0.5224
同 上	新	9.4~12.3	0.5224

- 7(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那駒ヶ岳線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西町7227番の1927地先から 伊那市西町7227番の1890地先まで	旧	m 5.1~17.4	km 0.1125
同 上	新	8.4~17.4	0.1128

- 8(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那生田飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市東春近10544番の3地先から 伊那市東春近5146番の6地先まで	旧	m 9.5~35.2	km 0.2785
同 上	新	12.6~43.3	0.2779

- 9(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 駒ヶ根長谷線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢4676番の7地先から 駒ヶ根市中沢4677番の3地先まで	旧	m 5.1~20.8	km 0.0864
同 上	新	6.3~20.8	0.0860

- 10(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 芝平高遠線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町荊口454番の2地先から 伊那市高遠町荊口454番の2地先まで	旧	4.9~7.7 m	0.0605 km
同 上	新	4.9~7.9	0.0605

- 11(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市富県662番の4地先から 伊那市富県656番の1地先まで	旧	4.8~14.4 m	0.1552 km
同 上	新	8.8~19.9	0.1544

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県上田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 長野上田線
 2 供用を開始する区間
 上田市小泉字茄子畑3665番の1地先から
 上田市小泉字茄子畑3666番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成22年3月14日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県諏訪建設事務所長 八幡 義 雄

- 1 路線名 諏訪辰野線
 2 供用を開始する区間
 諏訪市大字四賀字百畝下79番の1地先から
 諏訪市上川二丁目2563番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成22年3月25日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月11日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 (1) 路線名 153号
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡辰野町大字小野757番の4地先から
 上伊那郡辰野町大字小野827番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 2 (1) 路線名 榎川岡谷線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡辰野町大字小野783番の1地先から
 上伊那郡辰野町大字小野827番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 3 (1) 路線名 伊那富辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡辰野町大字辰野538番地先から
 上伊那郡辰野町大字辰野493番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 4 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡箕輪町大字東箕輪4894番の1地先から
 上伊那郡箕輪町大字東箕輪4602番の4地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 5 (1) 路線名 与地辰野線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡箕輪町大字中箕輪5994番の1地先から
 上伊那郡箕輪町大字中箕輪6031番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 6 (1) 路線名 与地辰野線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16069番地先から
 上伊那郡箕輪町大字中箕輪16108番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 7 (1) 路線名 伊那駒ヶ岳線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市西町7227番の1927地先から
 伊那市西町7227番の1890地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 8 (1) 路線名 伊那生田飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市東春近10544番の3地先から
 伊那市東春近5146番の6地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
 9 (1) 路線名 駒ヶ根長谷線
 (2) 供用を開始する区間
 駒ヶ根市中沢4676番の7地先から
 駒ヶ根市中沢4677番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日

- 10(1) 路線名 芝平高遠線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市高遠町荊口454番の2地先から
伊那市高遠町荊口454番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日
- 11(1) 路線名 西伊那線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市富県662番の4地先から
伊那市富県656番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年3月11日

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成22年3月11日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

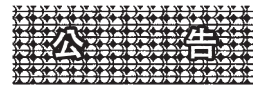
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局



公告

県営大富士池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成14年5月24日
- 3 工事の完了年月日
平成16年3月30日

農地整備課

公告

県営新池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成14年6月7日
- 3 工事の完了年月日
平成16年4月27日

農地整備課

公告

県営宮原堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成22年3月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成10年8月21日
- 3 工事の完了年月日
平成17年3月22日

農地整備課